

伊丹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 31 年法律第 107 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第 号）

伊丹市消防団員等公務災害補償条例（昭和４２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は，この条例の施行の日以後も，なお従前の例により担保に供することができる。